# 鳥取県地域防災計画の修正案に対するパブリックコメントの 実施結果について

危機管理政策課 原子力安全対策課

昨年広島市で発生した大規模土砂災害の教訓及び災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正 や国の防災基本計画の修正等を踏まえた鳥取県地域防災計画の修正案についてパブリックコメン トを実施しました。

- 1 意見募集期間 平成27年5月22日(金)から6月9日(火)まで
- 2 応募件数 11件
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
情報	地震があった際、携帯電話が	従来から避難勧告等の情報伝達については、障が
伝達	鳴って地震が来ることが分か	いがある者等の多様な者に確実に伝達できる方法
	った。複数の伝達方法は大切と	(複数、適切な手段による確実な伝達方法)による
	思う。	こととしていたが、広島市の土砂災害の教訓を踏ま
		え、複数の伝達手段として活用する手段を具体的に
		列挙する(防災行政無線、テレビ・ラジオ(報道機
		関への放送要請)、緊急速報メール等)など、計画
		の記述を補充整理している。
中山	本県で8割を占める中山間地	平野部と比べ土砂災害発生の危険性が高く、孤立
間地	における対策(土砂崩れ等が発	集落の発生が懸念される中山間地の防災対策とし
対策	生した際の初期行動、避難体	て、孤立が予想される集落をあらかじめ特定し、へ
	制、孤立世帯の救出、河川や道	リコプター離着陸場を定めたり、森林の整備・保全
	路の復旧)をよく考えるべき。	や治山事業、砂防事業等のハード対策、危険地区等
	移住・定住の促進のため中山間	の指定やハザードマップ等による住民への周知等
	地で安心して住める体制が必	のソフト対策を講じていくことを定めている。
	要。	また、広島市の土砂災害の教訓や、土砂災害防止
	山を切り開いた造成地にお	法の改正等を踏まえて、市町村地域防災計画に記載
	ける避難体制の整備が必要。	し、取り組むべき具体の事項(避難場所、避難経路
		等)を明記している。
要配	高齢者の避難対策をよく考	計画では、高齢者や障がい者等の「避難行動要支
慮者	えるべき。(避難の時期、避難	援者」の支援対策として、各市町村において、避難
対策	の方法)	行動要支援者名簿の作成や、具体的な避難支援プラ
		ンを整備すること等を定めている。
平時の	平時からの減災になるよう	計画では、災害発生時の応急対策のほか、平時か
取組	な行動をしておく(山の手入	ら災害を防止したり、災害時の被害をできる限り軽
	れ、木の間伐、用水路の清掃等)	減するための予防対策を定めており、県等が行う予
	人と人との付き合いが薄く	防対策として、洪水等により流出するおそれがある
	なっているが、自助、共助によ	放置倒木について、林地外への搬出を推進する対策
	り被害を少なくしなければな	のほか、森林保全や砂防事業等のハード対策、危険
	らない。	地区等の指定やハザードマップ等による住民への
		周知等のソフト対策を講じていくことを定めてい

避難	地震、大雨では避難体制が異	る。 また、県民の責務として、自助や共助に努めるよう定めており、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携していくことが地域防災力の向上につながると定めている。 計画では、従前から災害の種類やその特性に応じ
対策	なることに留意すべき。	て避難経路や避難場所が異なることを定めているところだが、東日本大震災を受けて改正された災害対策基本法において、この考え方がより明確にされ、この度の修正において次の趣旨を追加している。 ・市町村は、住民自らが発生するおそれのある災害やその特性を踏まえた避難場所、経路、次善の策である屋内安全確保措置を理解する取組を進める。
緊	緊急道路が通行止めになったときの対応を考えるべき。	災害発生直後から行われる緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的として緊急輸送道路を指定しており、災害時にネットワークとして機能を発揮するために、代替経路を確保(第1次、第2次、第3次ルートを定め複層的なネットワークを構築)するとともに、道路の耐震化を図ることを定めている。 また、通行不能な状態が発生した場合においては、パトロールを行い、速やかにその状況を把握し、迂回路設定による交通の確保や応急復旧など、道路管理者や関係機関が相互に協力していくこと等を定めている。 なお、この度の修正では、平成27年3月に見直しした緊急輸送道路ネットワーク計画を反映している。
その他	修正事項はいずれも重要なことで、計画に定めることも重要。さらに、それが実行されるようにすることが重要。 よくできた計画だと思う。	(原子力災害対策編について) 今回の修正は原子力災害対策指針の改正、原子力 防災施設・資機材に係る整備等を反映したものであ る。 また、県及び米子市、境港市では、計画の実効性 をさらに向上するため、島根県等と毎年原子力防災 訓練を共同開催している。昨年度の訓練では住民 (約350名)の方々に参加いただき、情報伝達や 一時集結所での安定ョウ素剤の配布、バス・JR・ 船舶等の多様な避難手段による避難、放射性物質の 付着を検査する避難退域時検査の実施等について 検証を行い、その教訓を今回の修正に反映させたと ころである。 今後も新たに得られた知見や国の原子力災害対 策指針等の改正等を踏まえるとともに、防災訓練等 を通じて、引き続き計画の実効性を高めていく。

## (原子力災害対策編以外について)

今後も新たな知見等を踏まえ、より県民の皆様が 安心して暮らしていくことができるよう、適宜、計 画を充実させるとともに、防災訓練や意識啓発活動 等を通じ、県民、事業者、市町村、県及び国の機関 が各々の役割を果たし、連携して県全体で自助・共 助・公助による総合的な防災力を高めていくよう努 めていく。

## もっと詳しく教えてほしい。

# (共通事項について)

ご意見をいただいた方には、計画本文の閲覧ができる場所等をお伝えするとともに、疑問点やご意見がある場合にはお問い合わせいただくようお伝えした。

# (原子力災害対策編について)

計画等の内容については、引き続き、米子市、境港市等と連携しながら、各種防災研修会や出前説明会等により県民の皆様に説明し、ご理解とご協力を得るよう努めていく。

なお、計画本文や原子力防災に関するパンフレットも県のホームページに掲載しており、参考資料としてご確認いただきたい。

#### (原子力災害対策編以外について)

計画等の内容については、引き続き、各種防災研修会や出前説明会等により、県民の皆様に説明し、 ご理解とご協力を得るよう努めていく。

なお、計画本文は県のホームページに掲載しており、参考資料としてご確認いただきたい。